

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示の  
制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 5 年 3 月 31 日  
厚生労働省

本告示は、こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号）等が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（昭和 39 年厚生省告示第 304 号）等の規定について所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を定めるものである。

関係告示の整備の概要は以下のとおりであり、これらについては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 3 号又は第 8 号の規定に該当するため、意見公募手続を行わなかった。

① 権限主体たる「厚生労働大臣」の改正等

こども家庭庁設置法等の施行に伴い、厚生労働省からこども家庭庁に移管される告示又は厚生労働省とこども家庭庁との共管になる告示について、権限主体たる「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める等の所要の改正を行う。

② こども家庭庁への移管事務関係規定の削除等

厚生労働省の所掌する事務等に関するものを対象として定めている告示の規定中、こども家庭庁に移管される事務に関する部分を削除するとともに、こども家庭庁の発足に伴う厚生労働省内の事務所掌の変更に伴う所要の改正を行う。

③ 所要の規定の整備等

こども家庭庁設置法等の施行に伴い、用語の整理や条項の移動を踏まえた規定の整備等の所要の改正を行う。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一・二 （略）

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

※ 行政手続法施行令（平成6年政令第265号）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条 （略）

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更